

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設  
の変更許可申請・設工認申請・保安規定の補正申請に係るヒアリング（5）
2. 日時：令和4年6月8日（水）14時30分～17時00分
3. 場所：原子力規制庁10階打ち合わせ卓（TV会議により実施）
4. 出席者：  
原子力規制庁  
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門  
伊藤主任安全審査官、井上安全審査専門職、中澤安全審査官  
  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所  
環境技術開発センター長 他名  
安全・核セキュリティ統括本部  
施設保安管理課 マネージャー 他1名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
提出資料1 廃棄物管理施設に係る審査会合（第444回）及びラップアップ  
面談時の確認事項  
提出資料2 新規制基準に係る廃棄物管理施設の設工認の申請について  
提出資料3 新規制基準に係る廃棄物管理施設保安規定の補正申請につい  
て

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	えっといわゆるよろしくをお願いします。
0:00:05	まずうなんですけれどCはそう3点いただいていると思うんですけども、
0:00:15	審査会合とラップアップの確認、確認事項の方から、
0:00:20	お願いできればなと思っております。
0:00:27	はい。はい。原子力をイマイです。
0:00:30	それではまず、本日お送りしました、審査会合及びラップ面談時の確認事項ということで1枚ものですが、こちらの方から確認、
0:00:42	説明させていただきます。
0:00:46	このまま始めてよろしいでしょうか。お願いします。
0:00:51	はい。
0:00:53	本日、ちょっと特定なしまいましたが資料の方を1枚も送付させていただいております。
0:00:59	また審査会合L a v a面談で、回答の方準備しておりますけども、この回答にそれが生じないようにですね、コメント内容について確認させていただきたいと。そういうご趣旨のものでございます。
0:01:13	審査会合では

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:17	大きく三つ四つあったかなと考えております。まず一つ目自責安全機能の適正化の適正化となる外部事象、これを明確にすることと、
0:01:29	竜巻以外と外部事象ごとに必要となる代替設備機器を示すことと、
0:01:36	いうこと。
0:01:37	それから二つ目としまして有機廃液四角の化学処理装置等一部の使用の停止について今後の工事工程、
0:01:47	それから、設工認の申請時期、今これを明確にすることということ。
0:01:52	それから三つ目で今回変更範囲であります本部、添付資料、ここを明確にすることと、
0:02:00	いうことを合わせまして添付書類を、脳波適合性の説明について、各条にまとめ資料が添付されておりますけども、
0:02:10	また拠点他施設の申請書を参考に、
0:02:14	記載の見直しを検討するということ。
0:02:17	そしてラップアップ面談では、添付資料3の気象観測データについて、
0:02:23	特にこの最新の気象データの確認プロセス、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:28	それから、いつの時点での置き場所の基本設計に反映するかということについて説明することと、このようなご指摘があったかと考えております。
0:02:38	ここについて記載の層がないかどうか、ここをちょっと先に確認させていただければと思いますよろしくお願いします。
0:02:46	規制庁中澤です。
0:02:48	等量趣旨了解しました。
0:02:53	規制庁側から何かありますでしょうか。
0:03:07	しゃべる。
0:03:09	そうだと思います。規制庁の伊藤ですけれども。
0:03:14	まず
0:03:16	そうですね、内容の前に、この資料の
0:03:20	今後の大津使い方というか、その
0:03:25	まず上半分については、
0:03:28	これは
0:03:32	おそらく次回以降は、次の審査会合、
0:03:39	の資料の一部に入れていただく形。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:44	になるのかなと思っています。
0:03:48	で、基本的にその会合で回答いただく内容はその会合で、
0:03:54	された質問に対する回答。
0:03:56	になると思いますので、そういう意味で今日の資料としてはこれでいい んですけれども、
0:04:03	次回以降はその介護向けのものと、
0:04:07	どちらかというと補足説明資料とかその補足説明作る前提の、
0:04:13	そのコメント回答リストみたいな感じですかね。
0:04:16	ていう質問表みたいな形で切り分けて、資料にさせていただければと思 います。
0:04:25	で、その上で、
0:04:27	そうですね。
0:04:36	すると。
0:04:38	で、1点目は、これ月曜日のそのラップアップの、
0:04:44	ところでも、重ねて説明というか趣旨を伝えていた通り、
0:04:53	今回変更したいのって竜巻が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:58	の整理をしたいただけではなかったんですかってというのが趣旨としてあるので、
0:05:04	そういうところを念頭に、
0:05:09	受けとめていただければということですね。
0:05:14	その上で、
0:05:17	いや竜巻以外の外部次長も実は今回、新たに変更したいんだっていうことであれば
0:05:25	外部事象ごとに必要となる代替設備機器を示すことっていうことなので、
0:05:30	まず一行目の話っていうのが、
0:05:33	第1に来る。
0:05:36	ところなのかなと思ってます。
0:05:41	うん。
0:05:42	それ、竜巻以外のところも本当にそれを変える必要があるのかってことですね。
0:05:48	で、二つ目のところは、
0:05:54	大まかにこういうことだと思いますし、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:00	そうですね。
0:06:02	で、これも今審査し、終盤に入っている
0:06:08	廃棄物処理場の方で、
0:06:11	具体的に、停止でどうやるのかっていうその停止の方法みたいなものも 資料としては示していたりするので、
0:06:18	会合資料に入れるかどうか。
0:06:22	介護のコメント回答資料に入れるかどうかっていうのは一つ
0:06:26	こう考えるポイントはあるかもしれないですけども、少なくとも
0:06:31	補足説明資料等ではどういうことをやるのかっていうのを、図示できる ようにしていただければいいかなと思っています。
0:06:45	それからですね、
0:06:50	3 ポツ 4 ポツは概ねこの通りかなと。
0:06:54	思いますと、
0:06:59	大丈夫。
0:07:01	それから一番下のラップアップ面談のところは、これ 2 点お伝えをして いたと思っています、
0:07:09	1 点は、まず、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:13	変更申請で記載されていた工事計画ですね。
0:07:22	この手続きを、
0:07:26	法令通りにやるならば変更の届け出でやるべきだという話があるので、  これはちょっと
0:07:35	明確に記載をしておいてください。
0:07:40	そう。それから
0:07:46	記載いただいている気象観測データのところは、
0:07:49	これの大洗の管理事業として、
0:07:53	どう考えるかっていうのは当然あるんですけども、
0:07:58	むしろ
0:08:02	それを新井飯野管理事業にとどまらず、JA全体として見たときに、こ  こをどう考えてるのかっていうところを我々は通ってるつもりですの  で、
0:08:13	ちょっとそれがわかるような記載にしていただければと思います。
0:08:21	原子力高イマイです。
0:08:24	ご質問ありがとうございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:08:26	まず審査会合を抜け回答ということで、こちら今一覧でお示ししましたけどもこれまでの審査会合と同様にですね、質問、ご質問それから回答という形での回答資料を体裁をを考えております。
0:08:42	それから、今ご指摘ありました中で、変更届け出の工事工程の件ですね、こちらの方、馬越のコメントという中身で追加して改めてご説明の方を準備いたします。
0:08:59	はい、ありがとうございます。
0:09:01	はい。規制庁伊藤ですありがとうございます。
0:09:05	もう少しをいうとするならば、
0:09:09	これもそうですね。
0:09:12	今準備している処理場の方の
0:09:16	今後の補正の中で示されるものも多分サンプルになると思うんですけども、
0:09:24	設工認、その停止行為っていうのを設工認として行うとした場合に、今回の変更申請の中で変更するということになりますので、
0:09:35	この辺、今回の変更に伴うその工事計画に記載をする工事、
0:09:40	ということになるのだと思うので、ちょっとそこは

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:46	その内容的な変更以外に、
0:09:51	申請書としてど、どこが関係するのかっていうのはよく、ほかの例もを見て参考にさせていただければと思います。
0:10:04	小駒井です。はい。承知しました。内容的な範囲以外にも、
0:10:10	そして、ちょっと処理場の方ですね、ちょっと資料確認いたしましてヨコナデ図っていきたいと思いますがございます。はい。
0:10:23	じゃあこれはこれはどこですかね。はい、わかりました。
0:10:27	それでは次の資料のご説明をお願いしたいと思います。施工人の方の資料の説明をお願いできますでしょうか。
0:10:46	はい。原子力機構ショウジです。それではですね、資料でございますが、新規制基準に係る廃棄物管理施設の工認の申請についてということで、
0:10:57	資料に従いましてご説明させていただきます。
0:11:04	設工認につきましては4月28日に申請させていただいておりますが、その内容についてですね概要としてまとめた資料になっております。
0:11:14	1ページでございますが、25年12月18日に施行されたもの、新規制基準として、制定改正制改正がなされたものということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:25	管理規則、あと技術規則、技術基準に関する規則等ありますけれども、 そう、その規則並びにですね、我々の方の
0:11:35	答え基部減容処理施設を除くですね、既設の廃棄物管理施設の
0:11:42	変更に関わる設計及び工事の計画についてですね。
0:11:47	を記載したという申請書になっております。
0:11:52	3 ページ、2 ページでございますが、
0:11:57	実際のその設工認の申請書の内容でございますが、
0:12:02	こちらにつきましては、重大な施設でございます。
0:12:07	今回の申請書につきましては、この改正改正に伴って最初になっている もの、対象で変更が必要なものと、
0:12:17	ということでその変更が必要な施設設備のみの記載ということで申請申請 書のほうは記載してございます。
0:12:27	具体的に言いますと、廃棄物管理施設本体の処理施設、管理施設、あと 受入施設ですね、あとその他廃棄物管理施設の附属施設と、
0:12:38	ということになります。
0:12:42	実際の内容でございますが、まず 1 番目廃棄物管理設備本体の処理施 設、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:50	でございますが、
0:12:52	こちらにつきましては建屋等をんんりますが、建屋の中ですね、いわゆる天井クレーンがございますが、そちらの方の、
0:13:02	をですね搬送設備という位置付けで今回申請すると。
0:13:10	ということになっております。
0:13:12	ちょっとお待ちください。
0:13:42	原子力法ショウジです。すいません申し訳ありませんでした。
0:13:46	説明の方を再開させていただきます。
0:13:52	廃棄物、廃棄物管理設備本体の処理施設ということで、まず建屋のに設置しております天井クレーンですね、あと一部、 $\beta$ $\gamma$ 固体処理棟 3 というところにあります。半数のエレベーター
0:14:07	を今回追加しております。それらの記載について設工認のほうに記載すると。
0:14:13	Aエレベーターについては1ヶ所をですね。建屋のクレーンに関しましては廃液処理棟、あと $\beta$ $\gamma$ 関係の12344施設、あと $\alpha$ 固体処理と、
0:14:25	こういう建屋が該当すると。
0:14:28	ということになっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:31	こちら主な管理設備本体の処理施設の申請内容という項目になってございます。
0:14:41	続いて処理施設、すいません次の処理施設の二つ目でございますが、こちらは液体廃棄物の処理施設になります。
0:14:50	こちらはですね、許可の方でもご説明してございますが、化学処理装置の使用停止に伴う変更ということになります。
0:14:58	4ページに書いてございますが、伊勢通のですねは、化学処理装置についてはですね、チン、凝集沈殿槽はいD層スラッチ除草砂ろ過塔分析フードと、
0:15:11	いう位置付けで書いて、現状を許可を受けてございますが、
0:15:16	変更ということで、化学処理装置の方は使用停止。
0:15:20	使用停止に伴いまして、今まで化学処理装置で使用していたの分析フード、こちらの位置付けをですね。はい。廃液蒸発装置、
0:15:30	の方に位置付けを変えると。
0:15:33	いうことをとですね、あとセメント固化装置についてはですね、
0:15:38	スラッチ系の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:40	処理、いいですね、を提出するというので、凍結最尤階層とあとスラ ッチ層、こちらの方を、
0:15:48	記載を削除すると、いうことでこちらの変更になります。
0:15:57	いっぱいありますそれと、同じく処理施設、処理施設になりますが、5 ページの方になります。こちらですね
0:16:06	固体廃棄物処理施設のところになりますが、こちら搬送設備関係にな ります。
0:16:13	処理装置ということで $\beta$ $\gamma$ 圧縮装置 1 というものがございしますが、こち らの 3、こちらの廃棄物を投入する、乾燥する設備のコンベアがござい ますので、
0:16:27	こちらの搬送設備の追加、
0:16:29	同じくですね $\beta$ $\gamma$ の焼却装置、こちらですね、廃棄物を自動で投入す るところでは、固体廃棄物ストックコンベア、あと投入コンベア というものがございしますので、
0:16:43	こちらの設備が対象になるということで追加をするとか、
0:16:47	いうものでございます。
0:16:54	6 ページでございますが、こちら

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:59	こちら管理施設になります廃棄物管理設備本体の管理施設でございますが、
0:17:04	この施設の中ですね、まず固体修正環状 1 というのがございますが、こちらのフォークリフトがございます。仁木様の栗栖と、こちらを追加すると。
0:17:17	いうもの、あと同じくですね答え修正環状 4 というところにもですね、こちらについてはですね、同じような報告リスト、あと並びにですね、エレベーター、それと天井クレーン、
0:17:29	設備がございます。
0:17:31	今回それらの三つの設備について追加するというものでございます。
0:17:40	それと、受入施設廃棄物の受け入れ施設になりますけども、こちらについてはですね、許可の方でもご説明してございますが、
0:17:49	有機廃液一時格納庫については使用停止をすると、その代わりに $\beta$ $\gamma$ 固体処理棟 3 にございます有機溶媒所蔵
0:18:01	こちらをですね受け入れ施設として追加するという設工認でございます。
0:18:09	物としては写真の通りになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:14	廃棄物の受け入れ施設としてはその一つでございまして、8ページになりますと、その他廃棄物管理設備の附属施設と、
0:18:23	ということで、まず一つ目でございます。
0:18:26	こちらについては固体廃棄物の廃棄施設ということで、
0:18:31	保管廃棄設備の追加と、いわゆる施設の中で発生した廃棄物を保管するもの、設備と、
0:18:38	ということでこれについては処理し、を行う建屋、それぞれに
0:18:43	設置するというので、まとめてございますがほぼ、
0:18:48	処理施設、処理を行う廃棄処理棟、 $\beta$ $\gamma$ 固体処理棟を 1234 と、あと A L P H A
0:18:55	あとは行って、
0:18:57	貯蔵施設は廃液貯留施設等ですね、格納庫を、
0:19:03	管理機械とホット実験室という、そちらのものが対象になるということ でものとしては写真の通りですね、容器、
0:19:11	がありますがこの中に、は施設内で発生した廃棄物を保管するというものでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:19:19	9 ページになりますがその他廃棄物管理設備の附属施設ということで、 消防設備関係になります。こちらの一つ目が、消防設備ということで消 化器消火器ですね。
0:19:32	消火設備のうちの消火器の追加と、
0:19:35	ということでこれはほぼ、すべての施設が対象になっております。
0:19:41	それと、自動火災報知設備の追加ということで、こちらにつきましては 固体集積勘定 4、
0:19:47	方の
0:19:49	自動火災せ、報知設備、これを追加するということ。
0:19:53	それともう一つ、もう 1 点三つ目でございますが、消防設備の安全、避 難通路の追加ということでこちらもほぼ全施設ということ対象になりま すが、
0:20:03	ポツ、この三つにつきまして今回の説明に記載しているというところで ございます。
0:20:12	10 ページでございますが、そ、その他、配管設備の附属施設ということ で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:19	電気設備が該当します。こちら具体的に言いますと可搬型発電機の追加と、
0:20:26	ということで、こちらについては、 $\beta$ $\gamma$ 固体処理棟 3 管理機械棟排気処理と、あと、
0:20:31	廃棄物管理施設排気町そうですね、排気貯留施設 I に排水監視設備、 $\alpha$ 固体貯蔵施設、
0:20:38	この施設に関しまして可搬型発電機を接続するということになりますのでこちらの追加、
0:20:45	それと通信連絡設置設備ということになります。放送設備とページング設備、あと所内内線設備の追加と、
0:20:55	ということになります。
0:20:58	一番最後 4 ということでその他ということで書いてございますが、こちらについてはですね、竜巻対策設備ということで、対象がはい。廃棄処理等になってございます。
0:21:10	こちら、廃棄処理等についてですね、竜巻対策ということで真壁を作るということで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:18	そちらは細野、竜巻対策設備ということで、本解説項の中で記載をしていると。
0:21:25	ということになっております。
0:21:29	最後んですが、最初に冒頭申し上げましたが、今回 17 施設、管理施設 ございますが、
0:21:38	O W T F を除いてですね、その中で、それぞれ 17 施設ごとにですね、 建屋ごとに変にまとめたという、申請ないような構成になってございま す。
0:21:50	ただしですね、今回、設工認、飯尾先生させていただいてますが、添付 資料を、評価等についてはですね、基本的には事業変更許可の申請書に 書いていますか、記載してございます。添付書類の中で、
0:22:06	今回変更するところに関しての場所をですね抜粋して記載していると。
0:22:13	いう申請書になってございます。
0:22:16	概要としては以上になります。
0:22:19	今回添付資料ということで、1 と非常に添付資料 3 ということで、旋風 をしてございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:28	添付資料1でございますが、これ技術基準等の適合性ですね、を説明しているものでございます。先ほども、
0:22:39	言いましたけども、各17施設分、
0:22:42	それぞれ建屋ごとにですね
0:22:46	この技術基準記載してございます。
0:22:48	今回の抜粋ということでβγの固体所長さんのものを添付してございます。
0:22:54	内容的にはですね同じ記載ということになります。
0:22:58	建屋目がありまして、次、次のページから、第一条から、技術基準ですね第一条から第10、20条、
0:23:07	までの記載でどこが該当しているかということで、それぞれ一条ずつ、別添、
0:23:13	A2、資料を示しているものでございます。
0:23:19	記載についてはですねほぼ該当してるところについてはですね、事業変更許可のところを抜粋して、それぞれ施設に合った形で記載をしていると。
0:23:29	いうものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:37	これが 17 施設分あるということで、
0:23:40	いう申請書になってございます。
0:23:43	それと、添付資料 2 でございますが、こちらも
0:23:49	チェック工事に係る技術基準に関する、
0:23:53	一覧ということで、左側に、
0:23:56	施設設備等を書いてございます。右に、技術基準の、それぞれ規則で該当するもの。
0:24:05	すいませんちょっとちっちゃくて、見にくいかと思いますが、下の方に凡例がございます。都丸三角二重マルバツと。
0:24:15	ということで、
0:24:17	供給をしておりますこれは施設ごとになってございます。
0:24:22	パーツについてはですね、当該条項に該当しないという施設でございますが、
0:24:29	今回要求事項というのは二重丸、ですね。
0:24:34	それと説明が必要なものについてはですね、
0:24:38	0 とか、ということで記載をしているものでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:44	これが 17 施設分記載しているということで申請書に添付しているもの でございます。
0:24:52	それとですね添付資料 3 ということで、最後、A4 の横、になります が、
0:25:00	こちらも申請書に添付してるものでいわゆる許可との許可と、設工認の 整合ということで、
0:25:07	左側に
0:25:10	左側からですね変更許可の申請書の本文、
0:25:14	2 その右側に添付書類の記載。
0:25:19	さらに右に背施工人の記載事項を記載して比較しているものでございま す。
0:25:30	それぞれ本文のですね内容を許可に対して
0:25:36	添付書類 2 の説明、それに該当して、今回の設工認で
0:25:43	はい。それがちゃんと適合してるかと、整合してるかということ、
0:25:49	表を載せているということです。これは許可申請書と同じ内容になって ございます。
0:25:59	申請と説明資料としてはこの許可書の添付資料をつけているんですが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:04	まず説明としては以上になります。
0:26:08	規制規制庁の岡沢です。ありがとうございます。
0:26:12	それでは規制庁側から、何かございますでしょうか。
0:26:22	まずどうぞ。
0:26:41	空港、
0:26:48	規制庁中澤です。すいませんちょっと確認なんですけれども、資料の2ページのところなんです、
0:26:57	施工認申請対象は、新規制基準に伴い変更が必要な施設、
0:27:04	のみであるというふうにあるんですけれども、
0:27:07	これーは実際に施設を、
0:27:12	もう改造したり、それだけではなくて、
0:27:17	何、何ていうんでしょう。
0:27:21	既設のもの。
0:27:23	適正化であったり、バックフィット対応だったりそういうものも含まれているということでよろしいでしょうか。
0:27:34	はい。原子力機構数字です。はい。そう理解していただいて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:40	ということですね。そういう意味でこの前にですねもう工事関係のものを申請して行って、一部認可いただいている、いて、終わってるものもありますし、それ以外のもので
0:27:53	残りのものについては今回、すべてですね、この施設購入の中で
0:28:00	申請するということになりますので、
0:28:02	そういう理解で
0:28:07	規制庁中澤です。
0:28:09	了解しましたありがとうございます。
0:28:18	あ、規制庁伊藤ですけれども。
0:28:20	今中澤から指摘させていただいた点、おそらく私も同じ疑問を持って、
0:28:27	し、
0:28:29	新規制基準に伴い、
0:28:32	ていう何か言い方もちょっと伴い何だったんだろうっていうのはわかりづらいなと思ったんですけど。
0:28:40	要は変更が必要だっていうとその工事を実際に行うなりして、その設計変える。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:28:47	ものに限定しているように読めてしまうと思うので、多分、今のご説明でいうと意図しているところと表現はちょっと食い違ってるんだと思うんですよね。
0:28:59	なので実際にその工事なりを行う或いはその新規追加を行う以外の、その基準が変わってバックフィット対応として設計方針、
0:29:11	詳細設計を説明するものも含めて、
0:29:15	申請の対象なんであるってということがわかるような記載にさせていただく必要があるかなと思います。
0:29:27	はい、原子力票ショウジです。そうですねすみませんその表現についてはですねちょっとわかりにくい表現かもしれませんが、対象としてはそういうことになりますので、その辺がわかりやすいような記載に変更したいと思います。
0:29:43	はい。よろしく申し上げます。
0:29:48	規制庁中澤です。先ほど伊藤から発言関係するんですけども、
0:29:54	3 ページ以降でいろんな設備、
0:29:59	が追加するというふうに資料の方にあるんですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:03	どれが実際に工事が発生するのか、それとも只野的記載の適正化なのかが、ちょっとわかりづらいなと思っております、
0:30:14	そうですねわかりやすくなるように、
0:30:18	と記載を見直していただきたい、いただければと思います。
0:30:29	はい。原子力機構ショウジです。
0:30:31	はい。そういう意味ではですね最後竜巻対策食う、廃棄処理等の竜巻再対策がございますが、そちらは工事に伴うものと、
0:30:41	ということになります。その他についてはですね、既設ものがございますのでその辺の設置、対応を適合する
0:30:52	ものになるということでその辺の説明となるので、その辺がですね、わかり、わかるような形で記載、読み直します。
0:31:02	規制庁中澤です。はい。よろしく申し上げます。
0:31:11	はい。
0:31:12	イトウですけれども、今のナカザワのコメントさっきの
0:31:18	新しくその設置をするものだけ明確にすればってということだと、結局 1 個 1 個これどっちなんだっかって話になるので、
0:31:26	し示していただくものについては

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:32	新規設置なのか、施設の改造なのか、
0:31:38	既設の基準適合の説明を行うものなのか。
0:31:44	ていうところが区別できるようにしていただければと思います。
0:31:53	はい、原子力機構ショウジです。承知いたしました。
0:32:20	規制庁のイトウですけれども、ちなみに 11 ページまで、
0:32:25	表してるのは、
0:32:27	これと、全家庭や、O W T F を除く全建屋、
0:32:34	について、
0:32:37	示しているっていうことでいいんですかね。
0:32:47	はい原子力法ショウジです。はい。17 施設がすべて対象ということで記載をしてます。
0:32:54	わかりました。
0:32:56	ちょっと例えば竜巻対策設備とかそれがどんなものなのかとか、
0:33:04	イメージがないと伝わりにくいようなものは少しイメージを追加していただいたりとか、した方がいいのかなとは思うんですけれども。
0:33:14	ちょっと前提としてお伝えをしたいところは、
0:33:19	基本的にそのヒアリングとその審査会合って、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:25	位置付けの違いは、基本的に審査って審査会合でやるというところなので、そういう意味ではその基準適合の説明のところも、今回の抜粋で、
0:33:36	いただいているんですけども、
0:33:39	各建屋分適合性の考え方が中身もそれぞれ違うんだっていう、
0:33:45	違いが出てくるんだということであれば、
0:33:49	すべてについて、し、
0:33:52	会合の場で提示をいただく必要があるのではないかなというふうに思います。
0:34:09	はい。原子力をショウジです。
0:34:11	はい。施設 17 施設あるということで、
0:34:16	そうですね対象。
0:34:19	それが技術基準それぞれ建屋ごとの建屋ごとにですね、その対応がわかるように、評価自体はあるものではございませんが、
0:34:29	それぞれ建屋ごとにですね、わかるような形で資料を作成します。
0:34:34	はい。
0:34:36	それに加えてですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:41	こちらの許可とその設工認の対応っていうところを少し触れられていた んですけれども、
0:34:48	その
0:34:50	これ他の試験炉なんかの審査でもそうなんですけれども、
0:34:55	許可で約束をして、約束をしているというか
0:35:02	説明に出てくる設備ですかね、しっかりすべて設工認で網羅されている のかっていうのは確認を
0:35:12	することにしまして、そういう意味で、その許可で出ているのはこ ういう設備であってそれに対して、今回この設工認とあと
0:35:24	真木認可の設工認で、
0:35:29	登録するべき設備っていうのはすべて拾っているんだっていうことがわ かる資料を提示いただきたいと思っております、
0:35:42	ただそれをうまく説明できる形に今なってますでしょうか。
0:35:58	はい。原子力票ショウジです。
0:36:00	その点につきましては、今回の添付させていただきました添付資料2で ございますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:07	こちらについてですね、許可懲戒でございます安全機能を有するものという表もあるとございますが、そちらと対応していると。
0:36:20	ということでこちらでその確認はできるかなというふうに考えています。
0:36:27	例えば左に猪加治を登録している設備があって右側電設公認で拾ってるってというのは、
0:36:34	わかるような対応になってればいいんですけどもそれはそういう、そうになっているのか或いはその二つの表を見比べないとわからないっていうものなのかどっちでしょうか。
0:37:10	はい、原子力法ショウジです。
0:37:13	すいませんそういう意味でこちらが設工認の添付しているものというところで、とカーの記載とですね、それがわかるような形で、
0:37:24	見直します。
0:37:28	はい、衛藤伊藤ですちょっと整理をいただいて、改めての提示いただければと思います。
0:38:04	11 ページまで何か他にある、いや、
0:38:07	国は大丈夫。
0:38:10	すいませんとイトウですけど、規制庁イトウですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:13	確認ですけれども 8 ページ目のところで、(4) で、
0:38:18	固体廃棄物の廃棄施設で保管廃棄設備の追加っていうのは、
0:38:23	クラッドを、
0:38:27	設備を新たに新規追加をするということなのかその大木節であるんだけど、
0:38:35	それを
0:38:38	設工認上登録をするというものなのか、で言うとどっちに当たるんでしたっけさっきの御説明だと、既設であるのかなという印象を受けたんですけれど。
0:38:51	はい。原子力をショウジです。後者になります。ものとしてはもともとございますので今回設工認として新たに記載するというものでございます。
0:39:02	ありがとうございますそうすると、バックフィット対象。
0:39:07	なのでここに登場するっていう理解で正しいですか。
0:39:18	はい、原子炉等賞です。はい。
0:39:22	あ、わかりました。
0:39:26	あと (10) 11 ページのところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:30	(2) で、その添付資料は許可申請書の添付書類のうち、
0:39:37	ていう記載があるんですけども多分事実としては多分こういうことを されたっていう、
0:39:43	ということだとは思んですけども、どちらかという流れとしては、 もう許可って、
0:39:50	間瀬基本方針を見るものであって、
0:39:54	詳細設計の見通しを得るために、設工認、
0:39:59	に少し踏み込んだの確認をしたりはしますけれども、詳細設計段階で、 実際に、
0:40:07	じゃあ、どういう工事をするのかとかどういう手配するのかっていうの を、
0:40:13	見越した上で、
0:40:15	詳細設計に耐える添付書類なり、
0:40:20	技術的な技術基準適合性を数的に説明した書類を用意するっていう流 れからするとちょっと
0:40:31	流れとこの言いぶりは少し違っているのかなという気がしまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:40:39	多分詳細設計段階で必要なものを整理をした結果として、その内容はその許可で示したのから変わらなかったってということなんだと思うんですけども、
0:40:52	いいか、説明の仕方なのかもしれませんがちょっと検討いただくといいかなと思ってます。
0:41:01	はい。江藤兵頭です。はい。おっしゃられる通りということなのでこの書き方ですね、これについては検討します。
0:41:16	はい。で、あとここまでのその説明の中で、
0:41:21	一つ一つの技術基準適合性っていうのは、全く触れられていなくて、それは実際その会合で説明する時に、
0:41:33	最終審査会合念頭に今コメントをしてるつもりではあるんですけども、
0:41:38	介護説明をする段階で、
0:41:41	後のその添付書類、
0:41:45	飛びながらの内容説明をするということとか、
0:41:50	どう進められるつもりですかね。
0:41:55	これも何か資料作りっていう意味では他の試験の施設の中で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:59	その新規制基準適合の説明どういうふうに進めてるのかっていうのは参考になるのかなとは思いますが。
0:42:08	空く。
0:42:21	チャンスです。
0:42:27	どういう要求に対して、今回こういう設備を設置することになっていて、
0:42:35	ていうのはある程度その流れ、流れがあった方が、
0:42:39	能勢飛び飛びで資料渡るよりも説明しやすいのかなという気はしますが、
0:42:47	原子力機構の喜多村でございます。私どもはですね同じ廃棄物管理施設で、設工認、先日認可をいただきましたO W T Fを参考に、
0:42:57	審査会合でも説明するということを考えておりますけれども、ご指摘の通り、他の施設でもですね、の資料で、その流れというものを考えて、O W T Fの説明資料ベースで見直すということになります。ありがとうございます。
0:43:15	規制庁伊藤です。O W T Fの資料ベースっていうのは、それと
0:43:21	先日というか

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:29	<p>なんでしょうねと、直近でございます。申し訳ございません、説明ありませんでした。OWTFにつきましても審査会合で説明してるものがございますのでそれをベースにという意味でございます。</p>
0:43:39	<p>はい。それは理解をされていて、</p>
0:43:44	<p>この半年以内にそのやった会合のことを指しているのか、それよりも、大分、</p>
0:43:52	<p>前に説明された時のことを指しているのかというと、どっちをイメージして受け取ればいいんでしょう。</p>
0:44:00	<p>はい。機構の北野でございますが最新の方でございます、そういう意味ではですね審査を再開していただいた後の審査会合ということになります。</p>
0:44:14	<p>わかりました。そういう意味で言いますと、一応会合って全体的な説明は一通り、</p>
0:44:26	<p>された前提で宿題が残っているところについて、確認をした会合を、</p>
0:44:32	<p>というふうに理解をしておりますので、</p>
0:44:37	<p>ちょっとあれをベースにすると</p>
0:44:41	<p>入口のところその基準適合の全体像。</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:44	考え方の全体像が少し見えにくいのかなと思ってしまったので、そういう意味も含めてですね。
0:44:52	うまくその条文適合の考え方も含めて、
0:44:57	示している例があればそっちもちょっと参考に、
0:45:01	構成を考えていただいた方がいいかなという、そういうコメントです。
0:45:06	高野北浦でございます。承知いたしました。こちらもですね、確かに資料構成という意味ではO W T Fをちょっと踏襲したいとは考えておるんですけれども、
0:45:16	ご指摘の通りですね、入口から出口まで、すべて網羅的に説明できるような資料というところろうとしますと、WMが必ずしもすべて満たしてるかということにはならないかもしれませんので、
0:45:31	そこは注意しましてその点につきましては他の施設のですね、
0:45:36	資料の説明ぶりといいますか構成、こういったところを参考にし上げたと思いますありがとうございます。
0:45:44	はい。よろしくお願いします。
0:46:02	を、
0:46:04	11 ページ以降で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:07	お気づきの点があればちょっと、
0:46:09	伝えていきましょう。よろしいですか。
0:46:33	はい。
0:00:02	規制庁のナカザワですすみません、
0:00:12	添付資料の1でいうと、
0:00:19	第4条のところですかね、核燃料物質の臨界防止のところなんですけれど。
0:00:26	これを添付資料2の方を見てみるとですね。
0:00:31	と比べてみると、添付資料の2の方では全部バーになっていて、
0:00:36	何。
0:00:39	ますか。
0:00:44	基準への適合性を、
0:00:52	示し、うん。
0:00:57	すみません。
0:01:02	該当する施設が全くないように見えるんですけども、これは本当に全部バーでよろしいのでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:22	原子力機構の北野でございますけれども、第4条のですね要求が、臨界に達する恐れがある場合における必要な措置でございます、
0:01:33	廃棄物管理施設の場合にはですねそもそも取り扱っている量を制限していることからですね。
0:01:41	臨界に達する恐れがないとして該当しないというようなことで説明を申し上げているものでございます。
0:01:58	規制庁中澤です。
0:02:01	どういう、具体的な施設ではなく、何といたしますか、
0:02:08	受入れる廃棄物の基準、
0:02:11	か何かでも、臨界に達する恐れはない。
0:02:16	ということなんでしょうか。
0:02:19	原子炉機構の北野でございますはい。その通りでございます、許可にも記載してございますけれども、
0:02:25	廃棄物のある体積当たりで例えばプルトニウム何グラムですとか核分裂性物質何グラムと、
0:02:33	というような制限を設けておりましてこれを守れば、特別に何て言いますか必要な措置を講じる必要がない。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:44	何といたいましょうかね特別委員会管理が必要だというようなものではないということで、このように該当しないという記載ということにしておるものでございます。従いまして
0:02:54	総括表の方もですね、特別な措置が必要なく、条項該当しないということですべてバーにしているというものでございます。
0:03:14	規制庁の伊藤です。
0:03:18	この4条のところってそのO W T Fの時に何か、全く同じような話を、
0:03:23	をしたような記憶がありまして、
0:03:28	O W T Fの時には、
0:03:33	各施設にその持ちこで処理をする中で、その重量管理を徹底としているからってということで、
0:03:41	そういった考え方をここに示していただいたのかなというふうに思っているんですけども。
0:03:48	そこは何かやっていることはそのO W T Fとそれ以外の施設で違いがあるってということなんでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:59	原子力高イマイです。ダブTFにつきましては、 $\alpha$ の廃棄物のBを受け取りまして中で開梱するというプロセスをご説明させていただきました中で、
0:04:12	その分別、それから仕分けこのときに、
0:04:17	そういったプロセスの中でも、臨界に達することがない管理をすると、そういうご説明をさせていただいた中でのお話であったかと考えております。
0:04:29	エース他今
0:04:33	このこの横切高につきましては今ご説明し、申し上げた通り、ですので、
0:04:41	臨界管理という意味では対象とする設備としてはバーだということになります。
0:04:48	オーダーテープにつきましても対象とする設備はないものでございます。
0:04:55	はい。設備のありなしというよりは行為としてそういう管理をしてるかどうかという点でいうと差はあるんでしょうか。
0:05:16	原子力機構の北野でございますけれども。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:05:19	O W T F の場合にはですねここで言うところをですねプルトニウム隔年に核分裂性物質
0:05:28	が入っておるあるファー系の線量の高いものを取り扱って開封して、それを減容して、
0:05:38	集めてというものもございますので、重量管理というやり方のところをご説明したものでございます。
0:05:47	それ以外の施設につきましては例えば $\alpha$ B に関しますと発生元施設からですねやってきている間を、封入して貯蔵するだけということですので、
0:06:00	何て言いましょうか、重量が変わるというものではないのでやってる特に、
0:06:06	そこの管理は必要ないということでここには記載してないで、線量の低いものについてはですねそもそも付着しているプルトニウム核燃料、核分裂性物質の量が、
0:06:19	極めて低いため、そこまでのものは見ていない。ただ、
0:06:24	そうは言ってもですね処理に際して

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:33	ここがどれだけ増えていくのかというところでは管理しておりますので、
0:06:38	記載するとすればそのところにはなるかなというふうには考えておりますが、こういった説明でよろしかったでしょうか。
0:06:44	はい
0:06:46	まず明確にしておきたいのは同じその管理施設の中で片やなぜ
0:06:54	を考慮する必要があるって、片やなぜ考慮する必要はないのかで、今概ね考え方はアウトライン言っていたのかなどは、
0:07:04	思うんですけども、ただ条文との関係でその恐れがないということはどう担保しているのか。
0:07:11	ていうところは考え方を示していただ、アーク必要があるかなと思っております。
0:07:20	連絡機構の北見でございます。承知いたしました。
0:07:23	まずは考え方といいますか、重量管理の考え方というところにつきまして、O W T F とそれからそれ以外のですね施設Ⅱでの違い。
0:07:35	その部分がわかるようにいたします。そういった説明をまずするようにいたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:42	そうですねその結論として恐れがないということを定量難しいのかわかんないんですけど、定性的なのかですね。
0:07:53	そこまで結びつけた説明にさせていただくのであれば、おっしゃるような整理になるのかもしれないですちょっとそこは
0:08:04	ご説明を伺いたいと思います。
0:08:09	機構の北野でございます。承知いたしました。
0:08:24	はい、ほかはいかがでしょうか。
0:08:48	では規制庁の伊藤ですけれどもちょっと入口のところでもう少し確認をして、確認とか認識合わせをしておきたいなと思っていて、
0:09:00	今伴添付資料2の凡例の中で下にバーと丸三角の二重マルとバツというふうにあります、
0:09:10	これのO W T Fのその審査書なんかを見ていただいても、明らかなど思っているんですけども、
0:09:19	0 っていうのは
0:09:23	新しく設備を設置をする、或いはそのバックフィットによって既設なんだけれども基準適合説明をする対象であると。
0:09:35	いう認識ですと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:36	ニジュウマルについても、これは
0:09:41	過去の設工認申請要求事項を満たしているというふうに注釈を記載して いただいているんですけども、
0:09:49	これは我々基準適合を、この申請の中で確認をする。
0:09:56	対象であるというふうに考えていますと。
0:09:59	三角のところは、これは要求事項自体に変更がないと。
0:10:04	ということだ。ですので審査の対基準適合の確認を、
0:10:10	対象で、ではないというふうに考えていますと、本申請の中ではです ね、
0:10:18	それからバツ。
0:10:23	は、
0:10:25	例えば通信連絡みたいところで、その建屋の適合見るかっていうと、 これは見ませんよねっていうそういうことですよ。
0:10:37	バーはそもそも
0:10:40	適合対象となる設備がないんじゃないんですということですね。
0:10:47	という見方をしていますけどそこは認識相違ないということでよろしい ですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:01	はい。原子力法ショウジです。はい。この記載についてはですね、先ほどおっしゃられた通り、の認識で我々もそういうふうな形で記載をしているものでございます。はい。ありがとうございます。
0:11:15	その上でちょっと何点か確認をしていきたいんですけども、
0:11:24	この表の中で、例えば1枚目の1枚目というか
0:11:29	添付7-12ページの
0:11:36	廃液処理棟の例で言いますと、
0:11:39	新規制基準追加要求事項、これ黒マルをつけていただいているところっていうのは、
0:11:46	OWTFの時に
0:11:50	規則の変更の変遷を表にして示していただいた
0:11:56	ものがありまして、その時の確認のやりとりも踏まえて、どれかのバックフィット条文なのかっていうのを記載をいただいたものと一致をさせるっていう理解でいいですかね。
0:12:14	はい。原子力機構ショウジです。はい、その考え方は、おっしゃる通りで合っているとっております。
0:12:24	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:26	で、すみませんイトウですけども、
0:12:29	その上で印の付け方。
0:12:35	細かく見ていくと、
0:12:40	ちょっと毎回そのOWTFを引き合いに出して恐縮なんですけれども、 あのときに
0:12:46	整理していただいた時の記載と事の記載がちょっと整合しないような部 分を
0:12:55	もうポロポロとあるというふうに思ってます。
0:12:59	例えば具体的に申しますと、その6条のところ、
0:13:06	これは耐震の
0:13:10	要求、
0:13:11	ですけども、
0:13:15	バツがついているところってのはどういう考え方なんですたっけ。
0:15:05	規制庁の伊藤ですけども。
0:15:10	ここの施設設備の耐震重要度を示していただきたいなと思っていまし て、その前提でまずお伺いをしたんですけども、ちょっとその点整理 をして教えていただきたいというふうに思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:28	原子力機構の喜多村でございます。承知いたしました。ここ耐震のところでございますので、耐震クラスとですね、その耐震クラスにした考え方を整理した上で、
0:15:39	この印のですね根拠というものを説明するようにいたします。はい。よろしく願いいたします。
0:15:48	ちなみにちょっとこの中で、一番下に竜巻対策設備ってありまして、
0:15:56	これはバツではありえないんだと思ってますので、ちょっとその点も含めてですね。
0:16:03	確認をいただきたいと思います。
0:16:15	はい。原子炉今日ショウジです。先ほど説明、再再度見直すという考え方と示しますその中で、改めて
0:16:25	見直して、一応見直します、はい。検討します。
0:16:32	はい。規制庁伊東です。ちなみにと申請、今の、今日見せていただいている表はこれ申請書に添付されてるものをそのままってことですね。
0:16:46	はい、原子力法ショウジです。はい。申請書に添付してるものを今回し、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:52	説明資料として添付しております。
0:16:55	ありがとうございます。これと各建屋のその基準適合の考え方に書かれている内容と対応している設備っていうのも
0:17:06	この表と対応しているっていう理解でいいですかね。
0:17:16	はい。原子炉ショウジです。はい。その通りでございます。
0:17:21	わかりました。
0:17:24	それから第7条のところもう、そうですねこれ津波の要求ですけども、
0:17:30	これはあれかな。
0:17:33	仲座高田さんから言います。
0:17:37	ありますよね。
0:17:43	何かちょっと言っちゃいますか。
0:17:45	第7条のところで、
0:17:47	建屋のところは
0:17:50	丸がついていて、
0:17:52	それ以外のものは概ねのバツがついているんだと思うんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:17:57	これも等を防護対象っていう意味でいうと、安全機能を持つてるものは基本的に防護対象になるんだと思うんですが、
0:18:07	どういう整理で建屋に丸をつけていけば、すべての基準適合は満たされるのかっていうのはちょっと考え方を伺いできればと思います。
0:18:31	小機構の北村でございます。はい承知いたしました考え方といたしましては、津波は外部からのものがございますので建屋が維持できるのであればなんかも維持できるだろう、維持できるというようなことで、
0:18:44	そういう流れでマルバツつけてるところもございますのでその考え方、収支のつけ方の整理を再度いたしましてご説明いたします。はい。よろしく願いいたします。
0:18:56	印の付け方の解釈の仕方っていうことでもあるかと思うので、ちょっとそれが形でわかるようにしていただきたいと思います。
0:19:05	あとは竜巻対策設備さっき出てきましたけれども、
0:19:09	この建屋の中にあるものでないのであれば、どう表現されるのが正しいのかっていうところも含めてですね、整理いただければと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:21	機構の喜多村でございます承知いたしました。今ここの廃液処理棟のところでございます。東希衣対策設備といたしましては飛来物対策ということになりますので、
0:19:32	建屋の外になりますので、それ自身に耐震性を求めるかっていうところになりますと、そこはここに書きましたようにバツにしておりますけれども、
0:19:43	上位波及のようなですね考え方でいくと必要ということになるかもしれませんが、そこら辺の考え方をですね再度整理して説明をするようにいたします。
0:19:53	はい。よろしく申し上げます。
0:20:00	それから第8条のところですけども、
0:20:07	これも建屋印とか概ねバツがついていたりバーがついていたりするんですけども、竜巻対策のところ、ハザー竜巻のところは丸がついているんですが、
0:20:21	例えば、
0:20:27	そうですね。
0:20:30	これもう、先日のはい審査会合でもあったような、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:35	外部事象によって機能喪失をするような設備、
0:20:41	ていうのは、
0:20:43	この表上バツがついているっていうのは
0:20:48	何らかの考え方があってそうしているってことなんですかね。
0:20:56	原子炉機構の喜多がございます。ここはですね先ほど津波のところでも 申しましたけれども、その考え方を踏襲しております。ただ、
0:21:07	何といいましょうか、今ご指摘ありました。
0:21:12	設備が損傷するというものとはまた別にですね機能を維持、
0:21:19	機能維持についての考え方もございますので、ちょっとその違いがです ねわかるように説明を申し上げた上で、ここのマルバツの考え方を再度 説明したいと考えます。
0:21:32	はい。よろしく申し上げます。
0:21:38	それから
0:21:40	法第 10 条のところ、
0:21:45	これバクフィット条文ではないということだと思うんですけども、
0:21:50	所々3、
0:21:53	3号の記載のところ、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:56	一重丸がついているところがありまして、
0:22:00	これは何か新たに園を設置をするっていう意図で丸をつけている、一重丸をつけてるんでしょうか。
0:22:12	はい。
0:22:28	直感的にこのバクフィットなしのところって、バーになるかバツになるか、三角になるか新しく設置をするので一重丸になるかのいずれかかなというふうに思ってるんですけども。
0:22:56	多分ないと。
0:23:37	原子力法ショウジです。すいませんこの件につきましてちょっと確認させて回答をさせていただければと思います。回答させていただきます。
0:23:47	はい規制庁伊藤ですよろしく願いいたします。
0:23:51	それから、
0:23:55	そう。
0:24:07	す。
0:24:08	これ、それから、
0:24:18	はい。それからですねちょっと似たような考え方で、
0:24:23	さっきバクフィットなしのところは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:27	今みたいな見方ができるのでっていう話をしましたけれども、
0:24:35	反対に暴 1 条文の場合、
0:24:39	季節なので説明、基準適合の説明を要しないっていうような、
0:24:45	参画印がつくところはないのかなというふうに思ってるんですが、例えば 18 条のところで、
0:24:53	ですね、上から 4 行目以降ですかね。で、
0:24:59	蒸発廃液蒸発装置 1 とか 2 とかのところで、
0:25:04	三角印がついているところはあるんですけども、ここは何かどういう考え方でこれがつくんでしょうか。
0:25:50	原子炉機構ショウジです。
0:25:51	それからこのこのところにつきましてもですね、
0:25:56	他のものと合わせた形で説明できるようにしていたします。
0:26:04	衛藤規制庁イトウですわかりました。
0:26:39	あとすみません、規制庁の伊藤ですけれども同じページでこれ確認なんですけれども、
0:26:47	その他の廃棄物管理設備の附属設備のその他の集団事項のところで、
0:26:53	消防設備がありまして、安全避難通路が、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:57	登録されてまして、
0:27:00	これ
0:27:01	基準要求としては通信連絡設備等の要求の中で説明をされている事項、 求められている事項だとは思いますが、
0:27:11	これ黄色の施設区分上を消防設備の中に安全避難通路を登録しているっ ていうことでこういう、
0:27:20	分け方にしている。
0:27:22	ていうことでしょうか。
0:27:47	上げ職員間です。はい。今のお考えの通りで、この消防設備の安全、
0:27:55	避難通路をさらに誘導等ですね、こちら該当しますでそのような整理 をしております。
0:28:03	はい、ありがとうございます。
0:28:05	そうしました。
0:28:40	規制庁のイトウですけれども、
0:28:43	ちょっと別のページで
0:28:45	添付7-16ページ。
0:28:49	になるんですが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:52	これも確認なんですが、
0:28:56	一番下から2番目通信連絡設備に加入電話とか、
0:29:02	あるんですけども、これ
0:29:06	右側のホシトリを見ると、すべてバーになっていて、
0:29:10	どこの基準適合にも引っかからないような説明になっているんですけども、これはこれ正しいのでしょうか。
0:30:04	はい。原子カショウジです。そういう $\beta$ $\gamma$ 固体調査につきましては、加入電話がないということになりますので、
0:30:15	記載としてはこういう形になっております。
0:30:21	ごめんなさい。規制庁イトウですけども、
0:30:25	そもそも
0:30:27	ないってということなんですかね。
0:30:31	だとするとこの表の中にあるのはまだわからないんですけども、
0:31:20	許可上各建屋、建屋にどういう設備を、
0:31:25	設置をすることを約束をされていて、そこの関係で、左側の表がどうい う設備があることが正しくて、
0:31:35	ていうところを一致をした上で、まず、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:40	左の
0:31:41	報設備の一覧。
0:31:44	に対して、その基準適合がどうなのかっていうのスタートできると思う ので、ちょっと
0:31:50	左側の今日が、
0:31:53	必要十分なものがそろっているのか。
0:31:57	本来その入れるべきも入れるべきじゃないものが入ってるんだったらそ れは多分余計な記載なのかもしれないですし、
0:32:09	基準適合上不要だっていう、そもそもそういうことなのかもしれないち よっとそこら辺が部屋の考え方を、
0:32:15	を整理いただいて、
0:32:17	質問、必要に応じて表も見直していただく必要があるのかなと思うので ちょっとどっちが正しいのかわからないんですけども、確認いただき たいなと思います。
0:32:28	で、同じようなところで言うと、
0:32:32	今、話に出していた
0:32:36	その他廃棄物管理施設の附属施設の上にある

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:32:41	放射線管理施設の中でも、
0:32:44	放射線管理室の下から2番目にある放射能測定設備なんかも全部場合な っているので、これもここにあるのが正しいのかっていうところもちょ っとご確認いただければと思います。
0:33:04	原子力競争です。
0:33:06	はい。それにつきましてはすべてですね、
0:33:10	今まで
0:33:13	あります。併せてですね再度確認して、
0:33:17	説明できるようには最低できるようにいたします。
0:33:24	はい。よろしくお願いいたします。
0:33:29	ちょっと我々として見た時にその左側に書いてあるんだったらそれは実 際に物があって、関係する基準適合性は示されるんだなというふうに受 け取りますので、
0:33:42	そもそもそうじゃないのかとかっていうのをちょっと整理をいただきた いと。
0:33:46	で、ちょっと今また話なんですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:50	次のページ添付の 7 の 17 ページですかね、データ版の本体処理と 4 のところなんですけれども、
0:34:00	ちょっとこれ確認ですけれども、
0:34:05	さらに、
0:34:07	五条の地盤の要求に対するホシトリで、
0:34:12	ませる本建屋はわかるんですけれども、
0:34:17	セル本体に丸をつけてるのはなぜかなっていうのを確認をしたいなと思 いまして、
0:34:29	資料機構の北見でございます。えーとですね。
0:34:32	ちょっと、 $\beta$ $\gamma$ 固体処理と 4 はちょっと特殊な形をしております、ま ずセルが地面にあって、それを囲うように建屋本体があるとそういうイ メージになりますので、
0:34:45	それぞれに地盤のところが該当するというような考え方でこのような記 載になっているものでございます。
0:34:56	これはセルと建屋は、セルは建屋の内数に含まれないってということなん ですかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:04	はい。機構の北野でございますけど多分O W T Fのようなですねセルと建屋の関係をイメージされてるのではないかなということで、今申し上げておりますけれども、
0:35:16	何て言いましょうか。
0:35:20	イメージ、イメージとしてはですね地面、地面に地面に半分埋まってるようなセルがありまして、それを
0:35:30	囲うように、建物が作られてると、そういうものでございますので、ここでは各々やってるものでございますO W T Fの場合にはまず、
0:35:41	コンクリートの建物があって、その中にコンクリートの西部を連結して設けてるという形になりますので、ここを通る場合には建物というところで見てるんですけども、
0:35:55	この $\beta$ $\gamma$ 固体処理棟用の場合には、今申し上げたような構造の違いがありまして、それぞれに一番の県を挙げていると、そういうようなものでございます。
0:36:07	規制庁の伊藤です。
0:36:09	ありがとうございます。
0:36:11	その辺の考え方とか、その具体的な指示の仕方っていうのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:16	地盤の適合性の説明として申請書類に書きあらわされてるってことですかね。
0:36:26	ちょっとすいませんまだそこまで見きれていないので、相当でまず確認したいんですけども。
0:36:40	北野でございますが記載していたかとちょっと記憶してるんですけど、ちょっと我々も今、膨大なページのところをちょっともう一度見返さなければいけませんので、
0:36:51	ちょっとお時間をいただくことになってしまいますので確か書いてたと思うんですけども、確認してそこもすべて回答するようにいたします。
0:37:03	規制庁の伊藤ですよろしくお願いたします。
0:37:11	そうですね。
0:37:23	そしたらちょっと批評について一通りざっと気になったところを、網羅的ではないんですけども、
0:37:30	確認をさしていただきましてで、
0:37:33	印の付け方の整理とか、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:38	全体的なんでしょうねその一つの考え方に沿って示していけば、こうはならないんじゃないかなみたいなところも中にはありましたので、
0:37:48	この辺って複数の方向かチェックした上で申請されてらっしゃいますよね。
0:38:04	はい。原子力部庄司です。はい。その点はですねMARK-11のもので確認しながら、作成したものでございます。
0:38:11	はい。そうであれば間違っていないのであれば一定の考え方があるというのだと思うので、
0:38:18	改めてちょっと正しい記載なのかっていうのを確認いただきつつ、
0:38:24	理由があるところ理由を提示いただければと思いますので、他の今
0:38:30	廃液処理等を中心にお話をしましたけれども、他の建屋も同じだと思ってますので、
0:38:37	ちょっと確認をいただきたいというふうに思います。で、当間幾つか確認をしていただいて返していただくという話もありましたので、
0:38:46	そこはこれもOWTFの時に、コメントに対する考え方というのを整理した資料をどんどんまとめていただいてましたので、
0:38:57	答え漏れがないようにですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:03	うまく管理をして、資料としてまとめていただきたいというふうに思います。
0:39:13	原子力法ショウジです。はい。了解いたしました。その点については漏れなく、回答できるように準備したい。準備いたします。
0:39:23	はい。よろしくお願いします。
0:39:34	ちょっと保安規定もやりたいので設工認は、ある程度のところで、
0:39:39	切り上げたいとは思いますが、
0:39:45	この終わりの時間って大丈夫なんだっけ。
0:39:48	会議室の関係で、椅子はないっていう。
0:39:53	30分から、はい。
0:39:56	ちょっと牧で行きましょう。設工認の関係で、
0:40:01	今日確認しておいた方がいいところあればちゃんと聞いておきたいと思っていますので、他ありますでしょうか。
0:40:53	すいませんイトウです。規制庁イトウですが、
0:40:58	今日付けていただいている資料の
0:41:01	基準適合性のちょっと八条の関係。
0:41:07	1のページで言うと添付6-5-12ですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:13	この辺りなんですけれども、
0:41:20	これO W T Fの時のやりとりでもありましたけれど、
0:41:26	2013年以降の
0:41:31	気象観測記録の極値なんかを考慮したときに、
0:41:36	設工認調査設計の
0:41:41	変更を要するものっていうのはあるのかどうかっていうところで言うと
0:41:48	どっかにその確認した結果が今示されていましたが、申請書としては、
0:41:59	先日の例でいうと、で言うと2020年のその最大風速が更新されていてその外部火災、
0:42:07	に対する建屋の
0:42:12	表面温度がどこまで上がるのか、設計でそれは
0:42:17	担保できているのか。
0:42:19	ていう確認だったとは思いますがけれども、
0:42:25	ちょっと
0:42:27	許可のその会合の指摘とかイトウの話とは別に事実関係として、
0:42:33	確認をされているのか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:36	とかいうところを確認、伺って質問してるという意図です。
0:42:50	原子力機構の北野でございます。ご指摘の点につきましては外部化さ のですね、
0:42:58	瞬間の風速だと思うだったと記憶しておりますけども、これにつきまし てはルセーフで評価している条件がですね、
0:43:08	廃棄物管理施設全体を網羅した条件での評価になってございますので、 その点ではですね今回申請しております、これにも適用できる。
0:43:19	内容で見ているというような位置付けのものでございます再度確認はい たします。
0:43:25	規制庁の伊藤ですありがとうございます。
0:43:28	最大風速以外の事象の着地が変わってないのかっていうところも含めて ですね、教えていただければと思います。
0:43:39	はい。承知いたしました。
0:43:46	はい。
0:43:48	それからちょっと許可整合性の話になるんですけども、
0:43:54	添付 8-2 ページですかね下のページで言うと、添付資料 3。
0:44:04	これも

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:44:09	これと一番右側に書いていただいているのはその節項、設計及び工事の計画の該当事項っていうのは、
0:44:16	本文記載をここに書いていただいているってことですかね。ちょっと何を。
0:44:22	ここに、
0:44:23	抜粋して書かれてるのかっていうところが、にわかにはわからなかったのでまずそこを教えていただきたいんですが。
0:44:36	はい。原子力ショウジです。この添付資料3につきましては、設計及び工事の計画の該当事項欄にはですね、申請書の本文ですね、いわゆる設計の基本方針に記載しているものを、
0:44:51	ここで記載をしているという、いうものでございます。
0:44:55	ありがとうございます。
0:44:57	許可整合性の説明として示していただく点としては、
0:45:04	許可、
0:45:07	うたっている、その基本方針と同じことを書いていけばいいということでもなくて、やはりここはだから詳細設計なので、
0:45:18	このその建屋に基準適合の考え方を具体化、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:25	落とし込んだときに、
0:45:27	具体的にその
0:45:31	なぜその技術基準適合するといえるのか本当がここに表されて、
0:45:36	いると、それ許可との整合性が図られているということなのかなと思う ので、
0:45:41	ちょっとそもそもの話としてはそういった記載になってるのかっていう ところが、一つ確認させていただくポイントだと思っています。
0:45:52	例えば添付 8-3 のページでいうと、
0:45:57	津波による損傷の防止っていうのがありますけれども、
0:46:01	ここで安全性が損なわれる恐れがない設定とするっていうこれ許可の裏 返しでしかなくて、
0:46:08	具体的には先日も別の機会に確認しているように津波が届かないよう な、高所に設置をするっていうのは具体的な設計だと思っていますので、
0:46:21	そういう具体的にこういう、
0:46:25	対処がされるので、基準は、許可の方針を満足していて、基準を満た し、技術基準を満たしている。
0:46:34	そういった説明になって、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:38	いるかという目でもう一度ちょっと見ていただきたいなと思います。
0:46:41	それからもう1点が、
0:46:44	これ
0:46:47	3、主に4列構成のうち、左3列で対応を説明しているということだと。
0:46:55	思うんですけども、
0:46:57	パラパラパラってめくっていったときに、そのもう左側で、
0:47:02	ているような
0:47:05	設計方針に、
0:47:07	右側でのそうですね。
0:47:11	まず許可の本文で言っていることに対して、添付書類として書かれてる内容と設工認として書かれている内容は、左右で対象。
0:47:23	になった説明資料になってるかっていうと何か結構ずれているかなと思 いまして、
0:47:37	これ申請書が今こうなってるってということだと思いますので、
0:47:45	ここはうまく許可と整合してるんですということを説明したいのであれ ば、それなりに見せ方があるのではないかなと思うので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:55	内容、
0:47:57	どう書くのかというところとともに
0:48:01	再度検討いただきたいなと思っています。
0:48:15	はい。原子力等ショウジです。
0:48:17	はい。そういう意味では、本文、あと添付ですね、若干ちょっとずれて いるところがございます。
0:48:27	内容についてはですね
0:48:30	どう説明するか、提言を含めてですね。はい。検討します。
0:48:36	それといたします。
0:48:40	はい。規制庁井藤ですよろしくお願ひいたします。
0:48:44	あとは
0:48:46	8-添付 8-2 ページのところ、
0:48:50	耐震設計審査指針の基本的な考え方を参考にしているのはありますけ れども、
0:48:56	それ以外にもその設計として
0:48:59	参考とし得るような企画なりそのガイドなりっていうのがありますね、 新しいものが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:05	今の新規制基準の審査で主に用いているものもありますので、そういったものをどう参考にできるのかっていうのは
0:49:13	説明材料としてですね、示していただけるといいかな、いいかなというふうに考えています。
0:49:28	はい状況です。はい、了解いたしました。
0:49:33	規制庁側で他設工認の関係でございますか。
0:49:54	はい。では保安規定。
0:49:56	15分後15件。
0:50:00	内容を伺って、
0:50:04	ているとあまり時間がなくなるっていうことから、それはちょっと、
0:50:15	原子力機構の北野でございますけれども、私どもはまだ時間はございますので、
0:50:25	延長されても私どもの問題はございません。
0:50:29	規制庁の伊藤ですありがとうございます。
0:50:34	この場所的にはどう。
0:50:36	困ったもん。
0:50:54	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:59	ちょっと時間を有効活用したいので今後のスケジュールの話を先に少し させていただきますとですね、
0:51:09	次回の審査会合ちょっとまだ日を具体的に決めては決められてはいない んですけども、
0:51:17	見通しとして、
0:51:20	早いところですね。
0:51:24	7月の4日の週ってというのが、その一つの目標かなというふうに、
0:51:29	考えていまして、
0:51:31	で、
0:51:32	なので先日の許可
0:51:38	の会合の指摘に対する回答。
0:51:41	それから、
0:51:45	設工認の申請内容と保安規定の内容と、
0:51:50	3本セットですね、説明をいただくということに、
0:51:55	なと思いますので、
0:51:58	介護資料の作成というのも、
0:52:04	スケジュール感的にはこの間の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:08	許可の審査会合の準備の工程と、
0:52:13	ほぼ同じようにですね。
0:52:17	おそらく6月の24の金曜辺りには、
0:52:24	一通りのやりとりを終えた
0:52:28	間瀬間瀬介護向けのセット版というかですね。
0:52:35	というのが、
0:52:37	そろえられれば、
0:52:39	というふうには考えていますと。
0:52:44	はい、原子力マイです。次回の審査会合それから園田下野、許可設工 認保安規定ですねそれから6月24日に主要セットということで廃止を いたします。
0:52:57	はい。
0:52:59	公開版というのは
0:53:05	7、6月の29とか、そのあたりが目安になるかなと思いますので、
0:53:13	ちょっと早いパターンでその辺りを念頭にですね、今後進めていければ などは考えております。
0:53:24	吉尾小宮ショウジました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:26	はい。場所の問題大丈夫。真島
0:53:31	規制庁ナカザワナカザワです。
0:53:32	場所の時間を確認したところ、本日 5 時間ヒアリングを続けられそう ですので、5 時ぐらいまで江藤ご対応をお願いできればと思います。
0:53:46	はい、こちら承知しました。
0:53:51	はい。ではですね規制庁イトウですけれども、
0:53:54	保安規定の方の内容の説明。
0:53:57	ちょっとかいつまんでになるかもしれませんが、よろしく願います。 います。
0:54:10	はい、原子力庁ショウジです。
0:54:13	資料ですね、新規制基準に関わる廃棄物管理施設保安規定の補正申請に ついてということで、資料に基づきまして、ご説明いたします。
0:54:26	1 ページ目でございますが、経緯ということで記載をしております。  20、平成 25 年 12 月 18 日に施行されました、新規制基準の方で、に基 づきまして、
0:54:37	廃棄物管理施設のですね保安規定についてはですね平成 26 年 3 月にで すね、変更申請、変更認可申請を行っております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:54:48	その後ですね 28 年 12 月、新規制基準対応とそれ以外の申請、これについて
0:54:55	地域設計の対応だけではなくてですねそれ以外のものについても、
0:55:00	変更するというので、申請をしていたものでございますが、
0:55:04	12 月にですね、そちらについて分割すると、新規制基準とそれ以外のものに分割するというので、
0:55:12	それぞれ
0:55:14	宣誓を行っております。
0:55:16	今回の補正までに至るまでの間ですね、その間にですね検査制度とか、 そういう見直し、あと線量告示の見直しとか、組織改正とか、
0:55:26	それが改正されておまして、
0:55:31	それを含めた形でですね今回変更するということになってございます。
0:55:36	この経緯に関しましては、3、2 ページにですね表にして記載をしております。
0:55:44	一番左側の一番上がですね先ほど言いました 26 年 3 月に申請したものでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:51	その後、補正一部補正を繰り返しながら、先ほど言いました 28 年 12 月にですね、この申請自体が、新規制基準の対応のものとそれ以外を含んだ形で申請していきましたので、
0:56:06	そこで新規性基準のものと、それ以外のものという形でここで分割しまして、
0:56:12	それ以外のものについては新規案件として申請をすると。
0:56:19	ということで新規制基準に関わるものとしてはそのまま
0:56:23	残した形でいたということになります。
0:56:27	新規性基準以外のものについてはですねその間に、
0:56:33	いろいろ手続き等を行っていきまして現在に至っているというところになります。
0:56:39	これは経緯ということになり、
0:56:43	3 ページでございますが今回の保安規定の補正の申請の内容、そういう意味で補正という言い方になりますが補正申請の内容ということになります。大きく三つに分かれます。
0:56:54	新規制基準への対応、それと、包帯廃棄物減容処理施設の運転開始に向けた対応、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:02	あとはですね事業変更、廃棄物管理事業変更許可申請に伴う対応という大きな三つになります。
0:57:10	まず新規制基準への対応ということになりますが、
0:57:14	管理施設の位置構造及び設備基準に関する規則に基づく遮へい、火災等による損傷の防止、外部からの衝撃による損傷の防止、あとIVが、侵入等の防止、あと予備電源関係ですね。
0:57:28	に係る事項について今回保安規定のほうに追記しております。
0:57:35	三瓶、5 ページでございますが、二つ目の内容でございます。固体廃棄物減容処理施設の運転開始に向けた対応ということで、
0:57:45	ダブルTF、これの運転開始に向けて組織巡視点検、異常時の措置、放射性廃棄物の処理放射線作業とかですね被ばく防止に関する管理、
0:57:57	放射線測定器の管理、核燃料物質等の取り扱い、定期事業者検査に係る事項、
0:58:04	これについて阿部追加したと。
0:58:07	いうものでございます。
0:58:11	三つ目でございます。6 ページになりますが、廃棄物管理事業変更許可にと、許可申請に伴う永代。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:24	いうことで、
0:58:25	今、審査進めていただいておりますが、
0:58:30	変更、事業変更許可申請書の申請に基づきまして、
0:58:34	有機廃液一時格納庫をですね、及び化学処理装置に係る使用停止に伴う記載の削除。
0:58:40	あと、 $\beta$ $\gamma$ 固体処理棟 3、有機廃液一時格納庫の廃止に伴いまして受入施設ですね、結城委員、有機溶媒貯槽小用受入施設への追加と、
0:58:51	ということがありますのでこれらに係る事項を追加すると。
0:58:55	いうもの、大きくこの 3 点になってございます。
0:59:02	概要としてはこの大きく三つでございしますが、今回の添付資料ということで、実際のその負債、新旧対照表という形でつけさせていただいておりますが、
0:59:13	下線部につきまして今回変更を、並びに追加したものということで、
0:59:20	主なものをですね、
0:59:24	その適正化等については除いてございますが重要なものにつきまして は今回、抜粋という形で添付させていただいております。
0:59:38	作曲的なところ、概要については以上になります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:44	規制庁の岡沢です。ありがとうございます。規制庁側から何かございますでしょうか。
1:00:01	規制庁のイトウですけれども、
1:00:05	まず、
1:00:06	資料の1ページ目。
1:00:09	のところで、
1:00:14	表現の問題だと思うんですけども、その分割する補正申請を行ったっ ていうふうにあります、
1:00:27	何でしょうね設工認めたいな分割規定があるわけではないので、そういう 意味で言うと、ここその次のページを見てもわかるように別番号をと って、
1:00:39	変更申請されているっていうことであれば、多分表現としてはその重複 申請。
1:00:45	行ったってことかなと理解するんですが、それで、そういう理解は 正しいでしょうか。
1:00:54	原子力機構の北野でございますけれども、ちょっとあえて分割としまし たのは、新規制基準対応で申請したオリジナルといたしますか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:05	26年3月のものからですね新規制基準対応ではないものを削除する、補正をしたというのが28年12月のものでございまして、
1:01:17	その削除した分を、改めて同日にですね申請したということで、同じ内容のものが一部重複してということではなかったと思います。すみません規制庁伊藤ですけれども。
1:01:31	私の言っている重複と内容の重複ではなくて、同時期に申請が並行して出ることを重複申請と言ってます。
1:01:41	申し訳ございませんでした。はい。そういう意味では同じ内容といいま すか同じ対象の
1:01:48	事業に対しましての申請が重複して出てるということになります。
1:01:57	並行して別途申請、変更、変更認可申請を行ったということかもしれないですが、
1:02:03	ちょっとそれがわかるような表現ぶりを検討いただければいいかなと思 ってます。
1:02:14	承知いたしました。
1:02:17	はい。ちょっとこれも表現だけの話ですけれども、次の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:22	段落のところで、組織改正を行っているため、それらを含めたというふうにありますが、
1:02:28	それらの
1:02:31	反映を含めたとかですかね。
1:02:38	だから今回規則っす。過去に認可されてるものを再度その変更。
1:02:46	審査対象として、変更をしているわけではなくて、別途認可されたものを反映するだけなんであれば、そこ反映だけなんだと。
1:02:56	ということがわかったほうが、意図が伝わりやすいかなと思いますので、ちょっとそこは表現工夫いただければいいかなと思います。
1:03:06	はい。
1:03:08	原子力機構ショウジです。はい、了解いたしました。これは見直します。
1:03:21	あと2ページのところで、
1:03:24	今ちょうどおっしゃっていただいていた新規性基準以外っていうのはこれ内容的には
1:03:33	代表的な話はどういう変更だったんですって。
1:03:53	はい。原子力をショウジです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:56	もともとの 26 年の時点ではですね、
1:04:00	この時点で機構としての安全核セキュリティとかですね関係法令の遵守とか、その辺の
1:04:07	文書の改定とかもありましてその辺も含めてですね 26 年の時点で、新規性基準関係も合わせた形で申請しておりまして、
1:04:18	この中、平成 12 月 10 26 年 12 月の時点ですすねそれらを主に分けて、
1:04:25	分割それぞれ
1:04:29	新規性基準の部分は残して、
1:04:32	削除して削除した部分を新たに追加した、申請したという形になります。申請した後にですねそれぞれ組織体制とか、
1:04:43	ですね、検査制度見直しとか、それぞれ
1:04:47	そちらが、は改正されていたという流れになってございます。
1:04:53	規制庁伊藤です。わかりましたありがとうございます。
1:05:03	衛藤。
1:05:04	伊藤ですけれどもちょっと大きな点として、ご準備いただきたいと思っているのは、
1:05:11	二つほどですね資料を追加して提示をいただきたいと思っております、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:05:18	一つ許可との整合性を説明した資料というのを提示をいただきたいと。
1:05:26	これ保安規定の認可基準として、許可との整合性というのがありますので、
1:05:32	説小海みたいに説明値、説明書添付書類としてを要求されているわけではないんですが、確認すべき内容としてありますので、
1:05:44	J Aとして
1:05:48	管理事業の許可と、この保安規定の内容はどう整合しているのかっていうのを整理をした資料を提示いただければと思います。
1:06:01	それからですね。はい、了解いたしました。
1:06:06	はい。それからですね、
1:06:10	もう1点、保安規定の審査基準がありますので、これとの対応をどの条文で、
1:06:18	保安規定上のどの条文で説明をしているのかっていう対応関係と適合の考え方がわかるような資料というのを
1:06:29	整えていただいて提示をいただきたいと思います。
1:06:41	はい。原子力機構ショウジです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:43	はい。許可との整合性後、審査基準等への対応をその整合性ですね。了解いたしました。
1:06:51	はい。
1:06:52	よろしくお願いします。
1:06:54	この手の資料を他の審査でもすでに作られて、公開されているものがありますので、そういったものはちょっと参考にさせていただいて、効率的に作業を進めていただければと思います。
1:07:13	承知いたしました。事務局東海林です。はい、承知しました。ありがとうございます。
1:07:18	はい。それからもう1点ですね、
1:07:24	事業変更許可申請書等、あとこれまで認可されている設工認申請も含めてなんですけれども、
1:07:34	要は、
1:07:37	段階規制の前段で、その約束をしているうち、運用で担保するとして約束をしている事項というのが、あると思いますので、
1:07:46	確かこれまでのやりとりの中では、順次整理をして保安規定で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:53	示せるようにしているという話があったような記憶が押してますけれども、
1:08:01	なので許可設工認でこういった運用上の
1:08:07	対応を約束をされていてそれ保安規定やその保安規定のどの下部要領で対応しているのかっていうその紐づけ関係、というかですね。
1:08:18	対応の考え方を整理した資料というのを提示いただきたいと思ってます。
1:08:32	はい。原子力等ショウジです。はい。そちらについてはですね、今までの許可、設工認の中で、約束するべきものについてはですね、
1:08:42	今回の保安規定については漏れなく対応するというので、
1:08:47	作成しておりますので、それについては関連するような、それがわかるような形の資料ということで
1:08:54	作成したいと思います。
1:08:57	作成いたしますので、
1:08:59	はい。
1:09:00	いたします。
1:09:01	はい。よろしくお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:23	ああ。
1:09:43	そう。
1:09:57	はいほか皆さんから規制庁わかりますでしょうか。
1:10:06	内容、具体的な内容がわからないで確認したいというところも含めてご質問いただければと思います。
1:10:26	あ、
1:10:35	はい、はい、よろしい。
1:10:46	先ほど
1:11:02	規制庁の伊藤ですけれどもちょっと教えていただきたいところがありまして、
1:11:07	センサーの許可の方、許可変更の方の、
1:11:11	説明の中で、
1:11:16	発生
1:11:18	処理能力の関係で、
1:11:22	受入れる廃棄物の量が、その処理能力を超えないように、発生側とやりとりを、
1:11:31	確認をするっていうところのご説明を資料にも記載をいただいでいて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:37	それフアン規定において、そういった運用上の位置付けを与えているっ ていう、ご説明だったかと思うんですけども。
1:11:47	例えば今回の申請書の中でいうと、どこが該当するのかっていうのをち よっと教えていただくことはできますでしょうか。
1:12:55	状況ショウジです。
1:12:57	本日提示した資料この添付資料でございますが、すべて載せて、冒頭申 し上げましたが、すべて載せているわけではなくちょっと抜粋した形に はなっております。
1:13:08	そういう意味では、現状この添付資料には記載はございません。
1:13:14	記載していないというところでございますが、
1:13:17	現状
1:13:20	手続きについてはですね現状も行っていると、いうこともございますの で、
1:13:26	その辺はですねどこに記載があるかというのは、
1:13:30	エース改めてご説明したいと思います。
1:13:32	6節ご説明いたします。
1:13:36	はい。よろしくお願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:55	規制庁のイトウですけれども
1:15:01	参事資料の 37 ページの、
1:15:07	42 条液体廃棄物系で前の措置のところ、
1:15:14	(6) で、
1:15:18	1 立法
1:15:19	データガンの縫製物質の濃度が、括弧書きでおとり事務については 1 立方センチ当たり 370。
1:15:30	ていうのが 3.7。
1:15:32	に変わっていてそこで言うその区分の見直しによる変更の区分の見直していうのは、
1:15:38	別途、
1:15:41	既許可のときに、こういう見直しをしているのを保安規定上反映しましたっていう説明だという理解で正しいですかね。
1:16:13	はい。
1:16:21	はい、原子力表ショウジです。はい。当庫の草木分についてはですねカーでも申請してございます。北井木伏。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:33	ですね、こちらは区分長をなくなったということに伴いまして、こちらは見直しているというものでございます。
1:16:43	それとか、
1:16:47	これは、
1:16:49	規制庁イトウですありがとうございます。
1:18:14	この例えば、予定からの質問はまたあれかな。
1:18:20	次回基準適合含めて、
1:18:23	資料を提出いただいてから、
1:18:33	はい、衛藤、今日の段階で他にありますか。
1:18:59	はい。
1:19:00	それじゃ全体を通してありますでしょうか。
1:19:08	はい。
1:19:18	あ、すいませんと1頭ですけれど、規制庁イトウですけれども、ちょっと
1:19:22	設工認で一つ確認し忘れたことがありまして、ちょっと追加で教えていただきたいんですけれども。
1:19:32	申請書の中で5ポツのその工事の方法っていうのが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:37	変更の変更ないじゃないか、工事の方っていうのはあると思うんですけども、
1:19:43	その中で、
1:19:47	使用前事業者検査として行う事項としては、
1:19:52	設計及び工事の計画に従って行われたものであることっていうのが、
1:19:58	事業規則上はあるんですけども、
1:20:03	こことの対応っていうのは、今回の申請書の中でどう考えているんでしょうか。
1:20:20	はい、原子力機構ショウジです。
1:20:22	今回の設工認についてはですね、Gを伴うものとしては、廃棄処理等の竜巻対策、
1:20:33	設備が該当すると。
1:20:36	ということで、そちらの方にもですね今回の申請についても、工事フロー等、
1:20:43	計画ですね、載せているものでございますので、そちらの
1:20:50	衛生対策設備についてはですね
1:20:54	他の設計についてはですね、検査行うということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:21:01	申請書の方には、
1:21:03	適合確認と、品質家マネージャー検査等含めてですね、そのような形で 記載をしている
1:21:12	ところでございますので、対象としてはこの廃棄処理棟の田井館野北井 設備ということになります。
1:21:36	アイトリて、
1:21:41	えっと今のご説明は、
1:21:44	これは衛藤
1:21:50	その工事によって、
1:21:55	具体的に事業規則の6条の2の、
1:21:59	1項3号、
1:22:01	ですけれども、
1:22:05	対応した
1:22:09	工事の方法。
1:22:11	その示されるものとして示す必要があるものとなないものがあるっていう ことをおっしゃってるんですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:29	ちょっと網羅的にチェックしたわけではないんですけども、その1号のその1項1号の、
1:22:36	構造強度及び漏えい確認するために十分な方法とその機能及び性能を確認するために、
1:22:43	十分な方法で2号、
1:22:45	については書かれていて3号がないような申請部分があったので、
1:22:53	3号は、どうしたのかなっていう、率直な質問ではあったんですけども、はい。
1:23:19	三代今井です。
1:23:22	木瀬通につきましては、
1:23:27	確認、障害確認のプロセスとしましては適当正確につきましては、
1:23:32	定期事業者検査を経て営農を、を証明確認というふうに考えておりましたので、
1:23:40	今回の設工認におきましては一応検査に5検査のみというふうに考えておるものでございます。
1:23:51	違うタイミングで、基準適合性を見るってということですか。
1:24:11	原子力機構の喜多村でございますが、今

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:15	出ております基準というのは新規制基準の適合の確認をどうするのかという意味でしょうか。
1:24:22	そうですねはい。
1:24:25	そうしますとですね既設にありました既設といいますか廃棄物管理施設の場合、
1:24:31	最終的には定期事業者検サ－での合格をもってということだと思いますので、
1:24:37	したがいまして3号については素行で見べきものという位置付けで我々整理したものでございます。
1:24:53	そこはちょっと
1:24:58	何かJ A全体としてそういう対応をしているのかがわからないところではあるんですが、
1:25:07	新規制基準適合のその設工認ってという意味では、
1:25:11	既設のものはその設備自体は変わらないんだけど、
1:25:16	そのバクフィット条文への適合を、については説明をする内容におそらくなるはずであって、
1:25:24	その部分の3号に対する、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:29	検査ってというのは、
1:25:33	本設工認に対するその使用前検査として行う。
1:25:38	ものではないという整理を、他の拠点も含めて、或いはその他の事業も含めて、
1:25:45	J A そういう整理をしてるってということなんですかね。ちょっとすみません私も検査に明るくない部分があるので、
1:25:53	曖昧な質問になってしまって、申し訳ないんですけども、
1:25:58	減少機構の北野でございますが、えっとですねこのところについては20、平成26年の頃からちょっと検査どうしましょうかというところで議論したところもございますので、
1:26:12	そここれはちょっと何て言いましょうか、季節があるものとそれから建設中のO W T F がまざってるところもあってですねちょっとそこの取り扱いについては、
1:26:25	他のものとは他の施設とは違うという考え方でちょっと進めていたところがありますので、ちょっと素行はちょっと廃棄物管理施設、大洗の廃棄物管理施設の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:36	特徴をとらえたちょっと説明になるかと思imasので、まずは、他の施設ではなくてまず、廃棄物管理施設がどうだからこういう考え方なんだというところを説明させていただければと考えておりますがいかがでしょうか。
1:26:50	規制庁伊藤ですけれども情報の立て付けは事業が違っててもここ違わないと思imasので、
1:26:58	そういう意味では、
1:27:00	他の
1:27:04	聴覚部の施設ではありますけれども、
1:27:08	すでに既設の設備も含めて新規制基準適合して使用前確認まで終わって、動かしているものも、JAであると思imasので、そういったところがどうしたのかっていうのを、
1:27:21	を見ていただいた方がその説明はしやすいんではないかなと思imas。
1:27:26	機構の北野でございます。その点は承知いたしました他の施設が、
1:27:31	適合確認までどのようなプロセス数でやっていたのかというところをまず、説明しまして、そことの違いを我々、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:43	<p>廃棄物管理施設のところで説明しまして必要に応じてここ違うんだとい うところを説明すると、というようなまず流れで、適合確認をどう考えて るのかっていうのを説明したいと考えますがいかがでしょうか。</p>
1:27:57	<p>ちょっと整理いただいた結論を見てだとは思いますが、基本的に は何かここは</p>
1:28:06	<p>7、並びを見てというかですね同じような対応になってくるんだと思 いますので、</p>
1:28:14	<p>検査をする側も主要な確認をする側もですね、</p>
1:28:24	<p>多様な施設を横並びで見ている。</p>
1:28:30	<p>はずですので、そういう意味では、</p>
1:28:34	<p>施設の特徴ということではないんじゃないかなとは思いますが、ちょっ とそこは確認も含めてですね、して、まずしていただければと思 います。</p>
1:28:45	<p>はい。機構の鬼頭でございます。承知いたしました。</p>
1:28:50	<p>はい。</p>
1:28:51	<p>他でございますでしょうか。</p>
1:29:01	<p>はい。お願いします。</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:08	規制庁中澤です。本日のヒアリングはこれで終了したいと思います定時間ありがとうございました。最後に、JAEAさんの方から何か確認したい点は、
1:29:21	等ありますでしょうか。
1:29:28	大洗の方からはございません。
1:29:31	宮内さんと大塚さんの方から何かありますでしょうか。
1:29:40	大塚です。私の方からは特にございません。いやうちでストップにありません。
1:29:45	了解しました。
1:29:49	次回のヒアリングですけれども、来週の木曜日、6月16日の13時半から、
1:29:57	お願いしたいと思っております。
1:30:00	詳細については追ってオオツカさんにご連絡させていただきます。
1:30:07	かしこまりました。
1:30:09	今日のコメントを踏まえた資料の修正版なんですけれども、
1:30:15	いつも通り、月曜日にドラフト版、火曜日にヒアリング、
1:30:22	今日の完成版をいただければと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:28	よろしくお願いします。
1:30:33	お金に変わりますか。
1:30:35	いや大丈夫です。はい。
1:30:36	ではこれにて終了します。本日は長時間ありがとうございました。
1:30:42	ありがとうございました。ありがとうございました。ありがとうございました。 ました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。